

仕 様 書

1. 件 名

令和4年度水力発電の導入加速化補助金(調査事業)のうち既存河川流量データ等の一元化に係る調査等事業

2. 事業の目的

エネルギー自給率が低い我が国において、水力発電は再生可能エネルギーの中でも安定的な電力供給を長期に亘り行うことが可能な電源と位置付けられており、令和3年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」においても、令和12年(2030年)の電源構成として、11%程度の水力発電が見込まれている。再生可能エネルギーの普及を促進するため、固定価格買取制度等の支援策が講じられており、中小水力発電についても開発が増加しているものの、初期リスクの課題等から、新規地点の開発が十分に進んでいるとは言いがたい状況である。また、平成29年4月に関係行政機関で構成される再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議において決定された再生可能エネルギー導入拡大に向けた関係府省庁連携アクションプランでは、中小水力の開発拡大に向けた全国の流量・設備データ等の一元提供・利用推進が謳われている。

本事業では、河川流況データの充実を進めることで、水力発電の更なる新規地点開発の促進を図ることを目的とする。

3. 業務内容

(1) 河川流量データ等の情報収集

「中小水力発電支援サイト 流量・流況データベース (<https://ryuryodatabase.nef.or.jp/>)」(以下、「流量・流況データベース」という)に昨年度までに掲載済みのダムを対象に、ダム諸量データベースおよび水文水質データベースの最新のデータ掲載状況を確認し、追加・変更等があれば抽出する。また、昨年度賦存量調査事業の上水道用ダム及び工業用水道用ダムのポテンシャル調査において収集したダム関連データのうち、流量・流況データベースへの掲載が保留となっているデータの確認を行う。さらに、発電事業者の保有するダムの流量データが収集可能であれば収集する。その他水利権許可状況に関する情報及び農業水利施設を活用した小水力発電導入に係る調査の情報を可能な限り収集する。

(2) 河川流量データ等の整理

「流量・流況データベース」での公開にあたり、収集したデータを整理する。整理方法については、既に公開している当該データに準拠することを基本とするが、必要に応じて整理方法を検討した上で整理する。

(3) 「流量・流況データベース」の製作・更新

a. 河川流量・流況データベースの製作・更新

整理したデータを公開するために、既設の設計書及びユーザーガイド等※に従い「流量・流況データベース」をWeb上に製作・更新する。

※・設計書（概略設計書、詳細設計書を合体させたもの）

- ・テーブル定義書
- ・ユーザーガイド
- ・ソースプログラム、SQLデータベースプログラム
- ・蓄積データ（ダム・水利権他各項マスタエクセル・PDF）

なお、掲載データの更新については関係者と十分な調整を行い、必要に応じて試験運用や必要な設定を行う。

b. 河川流量等データの外部記憶媒体への取り出し

流量・流況データベース内に蓄積されているデータをデータベース外でも活用可能な形式で取り出す（外部へのリンクのみの項目は除く）。ダム諸量データベースおよび水文水質データベース等、複数のデータ形式が存在するため、サーバー内全データにおいて、統一した形式に整理して外部記憶媒体に保存する。

(4) 報告書の作成

業務報告書及び概要版を作成する。

4. 業務期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

5. 納入物

業務報告書及び概要版（電子媒体2枚）

6. 納入場所

一般財団法人 新エネルギー財団

7. 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「密閉」「密集」「密接」を避けるなど十分に配慮して本事業を遂行すること。

また、状況変化があった場合は（一財）新エネルギー財団にすみやかに報告し、協議のうえ、適切な対応を取ること。